

長期収載品の選定療養費について

令和6年度の診療報酬改定に基づき、2024年10月1日から長期収載品（後発医薬品がある先発医薬品）を患者様の希望で使用する際に選定療養費として自己負担が発生する制度となっております。

◆対象となる医薬品

- ・外来患者様の院外処方、院内処方
- ・後発医薬品が発売され一定期間経過した先発医薬品（準先発医薬品も含む）

◆対象外となる場合

- ・医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合
- ・在庫状況等により後発医薬品の提供が困難な場合
- ・バイオ医薬品

◆自己負担額について（令和8年6月より変更）

- ・長期収載品の価格と後発医薬品内での最高価格との価格差の **2分の1相当**
- ※別途消費税が課税されます

厚生労働省 参考資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001684925.pdf>



令和8年6月

医療法人楽生会

松口内科・循環器内科クリニック

院長